

# 陸前高田斎苑使用のご案内

## 1 普通炉の火葬について

- (1) 「埋火葬許可証」の埋火葬の日時は、炉に点火する時刻です。遺族及び会葬者の方々は、お早めに（30分前を目途に）来苑願います。
- (2) 告別ホールでのお別れは、火葬時刻数分前には終えてください。また、炉前ホールの遺族以外のご利用は、原則ご遠慮ください。  
普通炉での火葬開始から収骨終了まで約1時間半を要しますが、ご遺体の状況により、火葬時間を要する場合も有りますので、ご了承願います。
- (3) 副葬品を入れる場合は、少量としてください。詳しくは、別紙、「副葬品等（故人の愛用品や思い出の品）についてのお願い」をご覧ください。

## 2 持参していただくもの

- (1) 市役所の窓口で交付を受けた「埋火葬許可証」と「火葬状況報告書」、及び「副葬品等チェックシート」をご記入の上、係員にお渡しください。
- (2) お骨箱、収骨用のお箸、ろうそく、お線香又は抹香、お茶、ふきんなど  
※ 埋火葬許可証を持参しない場合は、火葬できません。

## 3 動物炉（ペット用犬、猫等の小動物の火葬）の場合

- (1) 「動物炉使用許可証」に記載の時刻は、炉へ点火する時刻です。お早めに（30分前を目途に）来苑願います。
- (2) 動物の死体は、ダンボール箱又は釘打ちのない木箱等（大型犬などは棺）に入れ、首輪等の燃えない物、燃えにくい物は入れないでください。
- (3) 火葬後に使用する御骨箸は準備しています。なお、お骨入れは持参してください。
- (4) 使用許可証は、斎苑の係員に引き渡しの上、係員の指示に従ってください。
- (5) 火葬時刻までに来苑できない場合は、事前にご連絡ください。なお、他の火葬と重なり、係員が電話対応できない場合があります。

## 4 ご利用にあたっての留意事項

- (1) 湯沸室、待合室、待合ホール等のご使用許可は、火葬時刻の1時間前から収骨終了までとしています。
- (2) 指定された待合室及び湯沸室を利用してください。  
※ 待合室で湯沸ポットを2基使用すると、ブレーカーが落ちて電気が利用できなくなる場合があります。
- (3) 飲食は、待合室のみで行ってください。待合ホールなど他の場所での飲食は、ご遠慮願います。
- (4) 使用した生花類・供物、ろうそく、お線香又は抹香、発生したゴミ、空き缶などは、必ずお持ち帰りになり、使用後には、清掃してお返してください。
- (5) 建物内での喫煙は、加熱式タバコも含めて禁止です。正面玄関前に灰皿を設置していますが、妊婦やお子様をはじめとする利用者の受動喫煙防止にご協力ください。
- (6) 火気の使用にあたっては、十分にご注意をお願いします。
- (7) 施設・器具の汚損・破損した場合は、賠償していただく場合があります。ご利用となった施設や設備等は、清掃後、係員の確認を受けてください。（裏面へ）

## 5 その他

(1) 棺は、次のサイズの寝棺を使用してください。

**棺のサイズ 長さ：200cm以下 幅：60cm以下 高さ：50cm以下**

(2) 津波警報及び津波注意報が発表された場合、斎苑への経路は津波浸水域を通ることから、火葬を中止することがあります。その際はご遺族の方に連絡します。

(3) 告別ホール、炉前ホールの焼香台には、ローソク立て、花立て、線香立てを準備しております。

(4) 火葬後に返却された埋火葬許可証は、納骨の際に、墓地管理者に渡してください。

(5) 係員に対する心付け等は、固くお断りいたします。

※ 不明な点につきましては、市役所市民課又は斎苑にお問い合わせください。

市民課 電話 0192-54-2111 (内線132・134)

斎苑 電話 0192-55-3579

